

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 千葉 康一郎

### 1 日時

平成 21 年 3 月 5 日(木曜日)

午前 10 時 4 分開会、午後 4 時 41 分散会（うち休憩午前 10 時 49 分～午前 10 時 57 分、午前 11 時 12 分～午後 2 時 27 分、午後 3 時 35 分～午後 3 時 49 分）

### 2 場所

第 5 委員会室

### 3 出席委員

千葉康一郎委員長、小野寺有一副委員長、及川幸子委員、三浦陽子委員、高橋元委員、樋下正信委員、高橋博之委員、木村幸弘委員、及川あつし委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

鈴木担当書記、菅野担当書記、津軽石併任書記、花山併任書記、河野併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 環境生活部

瀬川環境生活部長、稲葉副部長兼環境生活企画室長、  
加藤環境担当技監兼産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、  
鈴木環境生活企画室企画担当課長、谷地畝環境生活企画室県民生活安全担当課長、  
小川環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当課長、吉田環境保全課総括課長、  
谷藤資源循環推進課総括課長、立花自然保護課総括課長、  
大畠資源エネルギー課総括課長、佐藤青少年・男女共同参画課総括課長、  
杉村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及担当課長、  
吉田産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長

#### (2) 保健福祉部

岩淵保健福祉部長、千葉副部長兼保健福祉企画室長、六本木公的医療改革担当技監、  
尾形医師確保対策室長、野原保健福祉企画室企画担当課長、柳原医療国保課総括課長、  
高田保健衛生課総括課長、小林地域福祉課総括課長、及川長寿社会課総括課長、  
菅原障がい保健福祉課総括課長、佐々木児童家庭課総括課長

#### (3) 医療局

田村医療局長、細川医療局次長兼病院改革室長、熊谷参事兼管理課総括課長、



円の増額と、次のページに参りまして、4款衛生費2億6,119万7,000円の増額のうち、2項環境衛生費の一部を除きます8億2,179万4,000円の増、9ページに参りまして、11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費696万5,000円の減額のうち506万8,000円の減額、以下は総務常任委員会付託事項ではございますが、12款公債費、1項公債費10億2,606万5,000円の減額のうち43万6,000円の減額、13款諸支出金2項公営企業出資金2,821万9,000円の減額のうち14万8,000円の減額、3項公営企業負担金845万円の増額のうち905万4,000円の増額で、合わせて19億8,009万5,000円の増額が当部関係の補正でございます。

ちなみに、当部関係の補正後の歳出予算総額は1,091億6,995万円となるものでございます。

補正内容の概要につきましては、便宜予算に関する説明書において御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の予算に関する説明書99ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は16億7,438万9,000円の増額となっております。補正予算額の主なものは説明欄の一番上でございます管理運営費で、本庁及び広域振興局等の民生部門に従事する職員の人件費や事務費など、管理運営に要する経費について所要額の補正を行おうとするものでございます。その内訳の主なものは、定員減や欠員等に伴う職員人件費の減が1億4,800万円余、過年度の国庫補助事業等の事業確定に伴う国庫支出金返還金の増が4,000万円余となっておりますが、当該返還金等の中には、先般の需用費の不適切な事務処理に伴う国庫支出金返還金及び加算金が18万9,000円ほど含まれております。

説明欄の一番下、障害者自立支援対策臨時特例事業費は、国の障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用いたしまして、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用と福祉等に係る業務に従事する者の確保を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積み立てを行おうとするものでございます。

次のページに参りまして、二つ目の事業でございますが、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金補助は、福祉・介護人材の養成を図るため、岩手県社会福祉協議会が行う社会福祉士または介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金貸付事業に要する経費を補助しようとするものでございます。

2目身体障害者福祉費7,252万2,000円の増額の主なものは、重度心身障害者(児)医療助成費で、医療給付費の所要額が当初の見込みを上回ったことなどによりまして、所要額の補正を行おうとするものでございます。

3目知的障害者福祉費は省略させていただきたいと思っておりますので、101ページに参りまして、4目老人福祉費4億3,339万2,000円の減額でございますが、説明欄の中ほど少し下でございますけれども、介護給付費等負担金等が主なものでございまして、市町村等の介護給付費等の減額に伴いまして県負担金を補正しようとするものでございます。

102ページに参りまして、5目遺家族等援護費55万3,000円の減額の主なものは、戦傷

病者戦没者遺家族等援護費でございまして、国庫補助金及び国庫負担金の確定に伴い、所要額の補正を行おうとするものでございます。

6目国民健康保険指導費7億6,822万1,000円の減額の主なものは、国民健康保険事業安定化推進費で、保険基盤安定事業費負担金などの所要額が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、所要額の補正を行おうとするものでございます。

103ページに参りまして、7目婦人保護費44万1,000円の減額の主なものは、婦人保護施設入所保護費で、入所者数の見込み減及び国庫補助金単価の変更などによりまして、所要額の補正を行おうとするものでございます。

8目社会福祉施設費7,948万5,000円の増額の主なものは、ふれあいランド岩手管理運営費でございまして、施設の修繕や設備の更新等に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

9目老人福祉施設費は4,047万円の増額でございますが、平成18年度から社会福祉法人に施設を無償貸与しております、養護老人ホーム松寿荘に係る施設の改修や設備の更新等に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、ちょっと飛びまして106ページでございます。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費9億6,012万4,000円の増額の主なものは説明欄の一番下にございますが、子育て支援対策臨時特例基金積立金でございまして、国の子育て支援対策臨時特例交付金を活用し、保育所の整備その他子育て支援に関する体制の整備を行うための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の造成を行おうとするものでございます。

107ページに参りまして、2目児童措置費3億3,607万円の減額の主なものは児童保護措置費で、措置費の所要額が当初の見込みを下回ったことにより所要額を補正しようとするものでございます。

3目母子福祉費6,721万1,000円の減額の主なものは母子家庭医療助成費で、医療給付費の所要額が当初の見込みを下回ったことなどにより所要額を補正しようとするものでございます。

4目児童福祉施設費3億580万8,000円の増額は、いわて子どもの森管理運営費など児童福祉施設等の管理運営や施設の整備等に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、109ページに参りまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費2,396万4,000円の減額の主なものは指定医療機関等指導監査費でございまして、国庫補助金の確定などに伴い所要額を補正しようとするものでございます。

2目扶助費3億236万円の減額の主なものは生活保護扶助費でございまして、扶助費の所要額が当初の見込みを下回ったことなどにより、所要額を補正しようとするものでございます。

次の110ページ3目生活保護施設費は、財源振りかえのみで歳出補正額はございません。

111ページに参りまして、5項災害救助費、1目救助費4,564万1,000円の減額の主なも

のは災害援護資金貸付金でございまして、借り入れ申し込み等がなかったため減額しようとするものでございます。

112 ページに参りまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費 6 億 9,987 万 7,000 円の増額の主なものは母子保健対策費でございまして、妊婦健康診査の回数の拡充を図るため、市町村が当該健康診査を実施する場合に要する経費の一部を補助しようとする妊婦健康診査事業費補助及び国の妊婦健康診査臨時特例交付金を活用いたしまして、妊婦に対する健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨するための事業に要する財源に充てるため、基金の造成を行おうとする妊婦健康診査臨時特例金積立金でござい

ます。

2 目結核対策費 1,887 万 6,000 円の増額の主なものは、結核健康診断、予防接種及び結核医療費でございまして、医療給付費の見込みが当初の見込みを上回ったことにより、所要額を補正しようとするものでございます。

113 ページに参りまして、3 目予防費 9,980 万 9,000 円の減額の主なものは、説明欄下から二つ目でございます肝炎総合対策推進事業費で、B 型肝炎や C 型肝炎のインターフェロン治療に係る医療費実績が当初の見込みを下回ったことにより、所要額を補正しようとするものでございます。

一方、増額の主なものは説明欄の下から六つ目、中ほどよりちょっと下でございまして、難病相談・支援センター運営費で、ふれあいランド岩手に設置しております難病相談・支援センターの相談環境の改善を図るため、相談室の整備等に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

その次、その 2 つ下でございます感染症等健康危機管理体制強化事業費は、新型インフルエンザや一類感染症等の感染症による健康危機に、迅速、適切に対応するため、保健所における個人防護具の整備に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

この説明欄の一番下でございまして、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助は、12 月県議会でお認めいただきました 17 医療機関における整備実績及び今回追加で要望のありました 6 医療機関における人工呼吸器等の整備に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

114 ページに参りまして、4 目精神保健費 1,731 万円の減額の主なものは精神障害者入院等措置費でございまして、医療費の実績が当初の見込みを下回ったことにより所要額を補正しようとするものでございます。

5 目高齢者保健費 1 億 1,836 万 4,000 円の減額の主なものは、特定健康診査、保健指導事業費負担金及び健康増進事業費補助でございまして、市町村の実績額等が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、所要額を補正しようとするものでございます。

115 ページに参りまして、6 目環境保健研究センター費 2 億 1,278 万 8,000 円の増額の主なものは管理運営費でございまして、同センターの設備の更新等に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、117 ページ、2 項環境衛生費でございます。2 目食品衛生指導費 1,926 万 8,000 円の減額の主なものは管理運営費でございます、食品衛生に従事する職員の人件費について所要額を補正しようとするものでございます。

恐れ入りますが飛びまして 121 ページでございます。3 項保健所費、1 目保健所費 2,170 万 6,000 円の増額の主なものは管理運営費でございます、保健所職員の人件費や事務費など、管理運営に要する経費について所要額を補正しようとするものでございます。

122 ページに参りまして、4 項医薬費、1 目医薬総務費 652 万 8,000 円の減額の主なものは管理運営費でございます、本庁及び県立高等看護学院等の衛生部分に従事する職員の人件費、事務費など、管理運営に要する経費について所要額を補正しようとするものでございます。

その内訳の主なものは、欠員等に伴う職員人件費等の減が 5,000 万円余、過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴う国庫支出金返還金等の増が 3,900 万円余などでございますけれども、当該返還金の中には、先般の不適切な事務処理に伴う国庫支出金返還金及び加算金が 11 万 9,000 円ほど含まれております。

2 目医務費 1 億 1,214 万 3,000 円の増額の主なものでございますが、次ページに参りまして、中ほどから少し下でございますが、いわてリハビリテーションセンター管理運営費でありまして、施設の改修や設備の更新等に要する経費の補正を行おうとするものでございます。

次に、説明欄の一番下でございますが、県立病院等患者受診環境改善設備整備費補助でございますけれども、県立病院等を利用する患者の受診環境の改善を図るため、5 地域診療センターと他の県立病院間で無料送迎を行いますマイクロバス 5 台分の整備に要する経費並びに各県立病院等において患者が視聴する地上デジタル対応テレビ 86 台の整備に要する経費につきまして、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して補助しようとするものでございます。

124 ページに参りまして、3 目保健師等指導管理費 1,987 万 8,000 円の増額の主なものは看護師等養成費でございます。設備の改修あるいは備品の更新を申請するので補正を行おうとするものでございます。

4 目薬務費 219 万 5,000 円の減額の主なものは薬事監視指導取締費でございます、薬事法に基づく監視指導等に要する経費について、所要額を補正しようとするものでございます。

恐れ入りますが 213 ページに飛んでいただきまして、11 款災害復旧費、4 項庁舎等施設災害復旧費、1 目庁舎等災害復旧費 287 万 4,000 円の減額のうち、当部関係は、説明欄にございますが、看護師等養成所災害復旧事業費の 231 万 7,000 円の減額でございます、これは入札執行残等が生じたことに伴いまして、所要額を補正しようとするものでございます。

続きまして、2 目社会福祉施設等災害復旧費 275 万 1,000 円の減額は、説明欄にござ

ます社会福祉施設災害復旧事業費補助及び児童福祉施設災害復旧事業費補助につきまして所要額を補正しようとするものでございます。

続きまして、繰越明許費につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが議案（その3）のほうにお戻り願ひまして、12 ページをお開き願ひます。第2表繰越明許費の表中、当部関係は12 ページにございます民生費8億514万3,000円及び次のページに参りまして、衛生費9億4,656万3,000円のうち2項環境衛生費を除きました4億9,901万5,000円でございます、合わせまして13億415万8,000円でございます。

当部関係の繰り越し事業は23事業ございます。うち19事業につきましては、国から交付されます地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して実施する事業でございますが、その主な繰り越し理由につきましては、本来県単独事業にみまます年次計画での整備予定であったものにつきまして、当該交付金を活用することによりまして、今年度整備することに計画変更いたしましたことに伴ひまして、予算計上の時期が2月補正時であることから、年度内の事業完了が困難であるということから繰越明許手続をとらせていただきたいというものでございます。

具体的に申し上げますと、12 ページに戻っていただきますが、3款民生費、1項社会福祉費の社会福祉総務管理運営2,234万円は同交付金充当事業でございます、当部所管の出先機関、指定管理委託施設及び事業団委託施設における、AED—自動体外式除細動器の設置並びに当部所管の出先機関、指定管理委託施設におきます地上デジタルテレビ放送受信設備の整備を行おうとするものでございます。

次に、岩手県社会福祉事業団自立化支援事業9,367万2,000円も同交付金充当事業でございます、事業団委託施設の維持修繕等を行おうとするものでございます。

次に、ひとにやさしいまちづくり推進事業2,224万円も同交付金充当事業でございます、オストメイト対応トイレが未整備の県立道の駅10カ所につきまして、同対応トイレを整備しようとするものでございます。

次に、特別養護老人ホーム施設整備費補助1億4,502万4,000円は、社会福祉法人が行います特別養護老人ホームの整備に要する経費を補助するものでございますが、繰り越しの主な理由は、関係機関との協議、調整などに不測の日数を要したため、年度内工事完了が困難となったことによるものでございます。

続きまして、ふれあいランド岩手管理運営7,970万円と次の松寿荘施設管理4,047万円、3項児童福祉費に参りまして、福祉総合相談センター管理運営760万円と次の児童相談所管理運営840万円は、いずれも同交付金充当事業でございます、施設の維持修繕や備品の整備などを行おうとするものでございます。

次に、児童館等施設整備費補助1,666万6,000円は、補助を行おうとしております市が行います放課後児童クラブの整備に要する経費でございますけれども、この繰り越しの主な理由は、関係機関との協議、調整に不測の日数を要したため、年度内工事完了が困難となったことによるものでございます。

続きまして、杜陵学園管理運営 1,400 万円と次の療育センター管理運営 1 億 4,905 万 7,000 円、その次のいわて子どもの森管理運営 2 億 529 万 4,000 円は、いずれも交付金充当事業でございまして、施設の維持修繕や備品の整備などを行おうとするものでございます。

13 ページにかけましては 4 項生活保護費の生活保護給付事務 68 万円も交付金充当事業でございまして、地方振興局保健福祉環境部の公用車 1 台を更新しようとするものでございます。

4 款衛生費に参りまして、1 項公衆衛生費の難病相談・支援センター運営 41 万 6,000 円も交付金充当事業でございまして、相談室の備品等の整備を行おうとするものでございます。

感染症等健康危機管理体制強化事業 1,837 万 8,000 円も交付金充当事業でございまして、保健所におきます个人防护具の整備を行おうとするものでございます。

新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助 1,998 万円は、先ほど御説明申し上げました追加で要望ございました 6 医療機関におきます、人工呼吸器の整備に要する経費を補助するものでございますが、繰り越しの理由は、補助対象設備の導入が 4 月以降にずれ込む可能性があることを考慮し、あらかじめ繰り越しの手続をいただくとするものでございます。

次の環境保健センター管理運営 2 億 1,420 万 7,000 円は交付金充当事業でございまして、試験及び研究機器の更新または整備を行おうとするものでございます。

3 項保健所費に参りまして、管理運営 299 万 2,000 円も交付金充当事業でございまして、これは保健所の公用車の更新 1 台と、一昨年の 12 月の当委員会で御報告させていただいておりますが、本年度末をもちまして廃止となります花巻保健所遠野支所及び宮古保健所岩泉出張所におきます検査機器の撤去等を行おうとするものでございます。

なお、関係市町村とは、廃止に伴う関係部分の今後の取り扱いにつきまして、これまで協議を重ねまして同意をいただいているところでございます。

4 項医薬費の医薬総務管理運営 924 万円も交付金充当事業でございまして、当部所管の出先機関における A E D 一自動体外式除細動器の設置並びに当部所管の出先機関及び指定管理委託施設における地上デジタルテレビ放送受信設備の整備を行おうとするものでございます。

次に、いわてリハビリテーションセンター管理運営費 1 億 203 万 9,000 円も交付金充当事業でございまして、先ほど御説明申し上げた医療機器の更新等を行おうとするものでございます。

次に、地域中核病院高度医療施設設備整備費補助 7,078 万 5,000 円は、日赤岩手県支部が行う盛岡赤十字病院の緩和ケア病棟の整備に要する経費を補助するためのものでございますが、繰り越しの主な理由は、工事施工後に判明した予期せぬ地中障害等に伴う設計変更により不測の日数を要したため、年度内工事完了が困難となったことによるものでございます。

次に、県立病院等患者受診環境改善設備整備費補助 3,249 万円は、先ほど申し上げました



5 地域診療センターと他の県立病院間の無料送迎を行いますマイクロバス並びに各県立病院等において患者が視聴する地上デジタル対応テレビを整備しようとするものでございます。

次に、看護師等養成 2,848 万 8,000 円も交付金充当事業でございまして、県立一関高等看護学院の暖房設備の改修や、県立高等看護学院附属施設における教材用備品の更新を行おうとするものでございます。

以上で議案第 46 号について当部関係の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○細川医療局次長兼病院改革室長 平成 20 年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第 1 号)につきまして御説明申し上げます。議案(その 3)の 64 ページをお開き願います。

議案第 58 号であります。これは現時点における年間収支の見通しに基づき、予算の過不足を調整しようとするものでございます。

まず、第 2 条の業務の予定量として定めました患者数につきましては、医師の不足による診療体制の弱体化や、薬剤の長期投与の拡大等により、入院、外来ともに減少傾向が続いているため、年間延べ患者数を入院では 157 万 1,000 人、外来では 241 万 9,000 人と見込むものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出と、次の 65 ページでございまして、第 4 条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第 5 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 6 条の棚卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費並びに材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものでございます。

それでは、予算に関する説明書の 333 ページをお開きいただきます。補正予算の実施計画につきまして御説明申し上げます。

初めに収益的収入及び支出についてでございます。まず収入でございますが、第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、1 目入院収益 33 億 3,600 余万円の減額は、入院患者数及び一人一日当たり収益の減によるものでございます。

2 目外来収益 18 億 4,700 余万円の減額は、外来患者数の減によるものでございます。

第 2 項医業外収益、5 目その他医業外収益 1 億 5,600 余万円の減額は、病院賠償責任保険給付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

第 3 項特別利益 7,500 余万円は、旧磐井病院跡地の一部を一関市に売却した売却益を新たに計上するものでございます。

次に、334 ページに参りまして支出でございます。第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、1 目給与費 8 億 3,400 余万円の減額は、退職給与金の繰り延べに伴う減少等によるものでございます。

次に、2 目材料費 5 億 4,500 余万円の減額は、患者数の減少に伴う薬品費等の減額等によるものでございます。

3目経費8億4,900余万円の減額は、光熱水費、燃料費及び委託料の確定に伴う減等によるものでございます。

次に335ページに参りまして、第3項特別損失1億100余万円の減額は、中部病院開院後の花巻厚生及び北上病院の土地、建物の跡利用について、地元との調整が進展していないことから、除却費用を減額するものでございます。

この結果、収支は当初予算に対しまして28億3,700余万円悪化し、補正後の純損失は29億5,600余万円と見込むものでございます。

次に、336ページに参りまして、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債の減額は、建設改良事業費の減額によるものでございます。

それから、第5項他会計からの長期借入金は、建設改良費等の財源に充当するための一般会計からの借入金でございます。

第6項補助金2億4,400余万円は、中部病院のがん放射線治療設備に対します疾病予防対策事業費等補助及び患者やその家族の送迎用マイクロバス5台の整備等に対します、県立病院等患者受診環境改善設備整備費補助金等を新たに計上するものでございます。

337ページに参りまして、支出についてでございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目土地費4億6,100余万円の減額は、中部病院新築用地の造成費等の減によるものでございます。

2目建物費28億3,100余万円の減額は、中部病院新築費等の減によるものでございます。

4目備品費3,200余万円の増額は、患者やその家族の送迎用マイクロバス5台の整備及び地上デジタル化に対応し、病院待合室等に設置しております患者視聴用テレビの購入整備によるものでございます。

338ページに参りまして、第5項退職給与金10億6,800余万円の増額は、退職者の増加に伴い退職給与金の支払いが予想を上回ると見込まれたことによるものでございます。

なお、339ページ以降の資金変更計画、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明申し上げました予算の補正に伴う変更あるいは補正内容の明細等でございますので、説明を省略させていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 それでは、次に修正案の提出理由の説明を求めます。

○木村幸弘委員 それでは、私のほうから修正案の提出理由について述べさせていただきます。

本補正予算案のうち、議案第46号平成20年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中の歳出第4款衛生費及び議案第58号平成20年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）に関して、お手元にその修正案の資料をお配りさせていただいておりますが、まず最初に、保健福祉部にかかわる議案第46号については、平成20年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1表の歳入歳出予算補正、歳出4款衛生

費、4項医薬費について2,300万円の減額を求める修正をし、予算減額の修正をさせていただいております。補正前の予算額が25億9,958万円、そして補正予算額として今回提案されております1億2,329万8,000円、これに2,300万円の減額をし、1億29万8,000円とするもので、合計としては27億2,287万8,000円から26億9,987万8,000円にしようとするものでございます。

また、第2表繰越明許費、4款衛生費、4項医薬費について、県立病院等患者受診環境改善設備整備費補助について、3,249万円のうち2,300万円を減額修正し、949万円に改めようということでございます。

次に、医療局にかかわる議案第58号平成20年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）の修正案でございますけれども、めぐりまして第1款資本的収入、第6項補助金、1目補助金にかかわる2,300万円の減額修正を求める内容になっております。補正予定額が2億4,433万3,000円に対し2,300万円の減額を行い、2億2,133万3,000円にしようとするものであり、補助金としての合計を2億4,433万3,000円から2億2,133万3,000円というふうに修正をするものです。

資本的支出について、1項建設改良費、4目備品費について、同様に予定額の11億9,346万6,000円に対し、補正予定額の3,249万円が充てられておりますが、これを2,300万円減額しながら949万円に改め、合計として12億2,595万6,000円を12億295万6,000円にしようとするものであります。

なお、備考欄に記載いたしましたけれども、説明の中では備品の購入費とした当局提案の中では説明されておられません、先ほどから提案のあった地域診療センターへのマイクロバス整備に係る削除を2,300万円求めるという中身でございます。そして、これを修正するに当たりまして、理由を何点か指摘し、述べてまいりたいというふうに思います。

まず第1に、医療局の新しい経営計画について、これまで議論を重ねておりますが、経営計画の4月実施については、当該地域住民及び関係自治体や議会の意思としても、今日認められていない状況にあるわけでありまして、そして、新年度予算案の審査をこれから控える状況の中で、その実効性は担保されたとは言えない、そういう状況下にあります。本補正予算においては、無床化計画を前提とする患者等の移動手段として、マイクロバス購入予算が経営計画と同様の手法で、まさに一方的に独断専行の形で計上されたということでありまして。その意味で、経営計画そのものに追加された事項である本補正予算案を認めることは、経営計画そのものを認め、今後の新年度予算審議における議論の場を閉ざす既成事実となるものであり、容認することはできないものであります。

第2に、この予算計上の背景として、地域活性化・生活対策臨時特例交付金の活用を優先するがために、政策的判断や手順が見えない状況であります。当該地域との協議や合意形成を踏まえずに、特例交付金適用の手段として今年度中の成立を図ろうとする姿勢は、政策決定における議会軽視と指摘せざるを得ないものであります。

第3に、予算の具体的な内容については、昨日の本会議の質疑で考え方が示されたものの、

現実の運用面などを想定したときに、実際に4月以降、無床化された場合、患者とその家族の移動手段としてどの程度見込まれるのかなど、具体的な需要動向の調査も行われたとは言えず、積算根拠が漠然としたものであり、机上の極端な試算に基づく説明だけでは妥当性があると判断できないものであります。

第4に、交通手段の確保について要望を受けての対応としておりますが、そもそも各地域や町村会など当該自治体からの意見は、有床診療所の存続を前提とした上で交通手段の確保をどうするのかという意見は、無床化になったら交通手段を含めて大変だとする無床化反対の意を示す意味が込められていたものであって、交通手段を確保するのであれば無床化を容認するとはだれも言っていない話であります。

また、交通手段も含めた8項目修正による成案が示されているものの、そのことをもって容認するとの合意形成や意見は、地域や関係自治体からは皆無であり、逆に実施時期の凍結と協議継続による地域医療体制の確立に向けた対応を求めているものであります。

第5に、地域においては、医療機関を経由する公共交通対策の協議として、当該市町村の中には、21年4月実施に向けた公共交通実施計画を策定し、その準備が進められている地域や、前回の医療計画実施の中で再編に伴って試験バス運行補助による病院間直通バスを行っている地域があるなど、医療機関とのアクセスにかかる各地域の実情を踏まえた整合性が図られているとは言えません。

さらに、特例交付金本来の趣旨から考えた場合に、今回の無床化計画地域のほかにも移動手段確保に問題を抱えている地域もあり、むしろ公共交通の役割を担っているバスやタクシー等の利活用を含む地域活性化対策上の政策的配慮が検討されるべきであります。

以上の点から議案第46号及び58号中、県立病院等患者受診環境改善設備整備事業費のうち、地域診療センターへのマイクロバス整備費の削除による減額修正を求めるものであります。

以上です。

○千葉康一郎委員長 次に、お諮りいたします。先ほどお話しいたしましたとおり、本修正案は、議案第46号平成20年度岩手県一般会計補正予算（第5号）の歳入部分にかかわることから、会議規則第65条の規定に基づき、総務委員会と連合審査会を開き、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

○及川幸子委員 議事の進め方について申し上げます。今、異議なしという声が聞かれましたけれども、こういう大変重要な案件だと思っております。木村委員から五つの理由で修正案が提出されましたが、今までいろいろ意見を交換した中で、この修正案が連合審査会に行く前に、この委員会でもう少し質疑が交わされなければならないと思っております。そして、当局の考え方はどうなのかということをござつりながら、連合審査に行く前にこの委員会で、私どものいろいろな意見を交わすということをやってみてはいかがでしょうかと思っておりますので、お諮りください。

○及川あつし委員 ただいま議事進行ということですね、及川幸子委員から議事進行があ

ったと思うのですけれども、きょう冒頭委員長から提案された本日の議事運営については、あくまで円滑な議事進行を図るための手続だと思っておりますので、正規の手続でいえば、本来付託された原案に対して説明を受けて、修正案があればここで議事進行に関する動議をかけて、議案とするべき手続もやるとか、そこら辺がぐじゃぐじゃあるわけですけれども、一人でも正規の委員の方から議事進行に関して一部でも疑義があれば、そちらのほうを優先せざるを得ないというふうに思いますので、ここは中をとった提案でありますけれども、連合審査は連合審査で、ぜひやらなければいけないかなというふうに思っていますので、それを前提としつつ、原案に対してこのバスの部分で、若干質疑を交わした後に連合審査に行くという方法ではいかがかということでお取り計らいを願いたいと思います。

○千葉康一郎委員長 若干休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 ただいま、及川幸子委員から議事進行がございました。それから、及川あつし委員からもございましたので、このことについて皆さんにお諮りしたいと思いますが、まずここで質疑を交わすということなのですけれども、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 それでは、そのようにいたしまして、ここでひとつ質疑を行いますから、よろしくどうぞ。

○及川幸子委員 提出者の木村委員にちょっとお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。

○及川あつし委員 原案質疑。

○及川幸子委員 原案質疑ですね。

○高橋元委員 マイクロバスの件なのですが、どういう規模のものを考えているのか。それから、それに乗車するにはどういう手続があるのかとか、利用者の立場に立ってどういう形で利用できるのか、その辺の中身をちょっと詳しく教えていただきたい。

○根子病院改革室経営改革監 マイクロバスの関係でございますけれども、まず規模でございまして、26人から29人程度のバスということで考えております。

それから、利用者の立場に立ってという手続的な話もありましたけれども、まずどれぐらいの患者さん、利用者ということでございますけれども、今のセンターの平均入院患者数が13人ぐらいということになっておりまして、多いところでは16人ぐらいのところもございますので、患者さんと家族が対象で、主に家族が対象になるかと思っておりますので、そういったことを考えますと、その数をカバーするためには、当初はジャンボタクシーも考えたのですが、ある程度マイクロバスで対応するということが必要かなということでも考えたものでございます。

それから、あと利用形態でございまして、今回の対象は、今までであればセンターに入院していた患者さんとその家族が対象でございますので、センターのほうで紹介しな

がら本院等に入院した患者さん、それから家族に対して、利用する利用書みたいな形になるかと思えますけれども、そういうものを発行しながら、それを発行された方に対してセンターと本院間のバスを利用していただくというふうを考えております。

○三浦陽子委員 一つお伺いいたします。この患者送迎バスの整備費をなぜ補正予算に計上したかということをお伺いしたいと思います。

○根子病院改革室経営改革監 今回の補正に計上したということでございますけれども、今回入院患者さん方がほかの遠くのほうに入院されるというふうな状況になっておりまして、そういった遠くに入院すると、いわゆる入院先が遠くなるということ、それから、負担も増えるというようなことがございまして、こういった不安に対してどのようにおこたえしていくかということで考えてきたものでございますけれども、できるだけ御不便をかけないように、それからスムーズに移行していくということもございまして、今回こういった国の制度を活用して、平成20年度中に整備するというようなことができるということもございましたものですから、補正で計上してやっていくということであれば、ある程度円滑な移行に向けた取り組みが進められるのではないかとということで、今回の補正ということを出させていただいたということでございます。

○及川幸子委員 ということは、国の制度を活用したということは、この国の補助金というふうにとらえていいのですか。

○根子病院改革室経営改革監 今回の国の2次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金、これを活用して、そして県として補助金の制度をつくったものに対して医療局のほうに振り向ける、そういった形になります。

○及川幸子委員 そうしますと、この交付金というのは、本来であれば2割とか3割とかなのですが、どのぐらいの額で来るというふうに想定されますか。

○根子病院改革室経営改革監 交付金につきましては、国の10分の10というふうになっております。

○及川幸子委員 10分の10ですね、これがもしだめになったと仮定して、ほかのジャンボタクシーとかいろいろなことを考えますと、それはもう県の予算で独自にやらなければならないということになりますよね。

○根子病院改革室経営改革監 先ほど申し上げましたように、今回こういった交通手段ということで考えたものについては、無床診療所に移行するということによる不安を軽減するというのでございますので、私どもとしては、そういう対策は必ずとっていかなければならないと思っておりますので、今回こういったものが活用できるということでそういう方向で考えましたが、もしこういった制度がないとしても、当然県の単独でやるべきものであるというふうに考えております。

○及川幸子委員 こういう整備事業について、いろいろ詳細が出されたと思うのですが、こういうことについて会派に説明責任はあると思うのですが、会派に行っているいろいろ説明されたのでしょうか、我が会派は受けていますか。

○根子病院改革室経営改革監 今回の補助制度の中身について、会派ごとにと説明については、民主・県民会議さんのほうには説明いたしましたが、個別に説明しているということはありません。

○及川幸子委員 ちょっとしつこいようですが、我が会派には説明いただきましたが、やはり、理解をいただかないところこそ行って、早目に詳細をいただかなければ、きょうのような五つの提言で出されると思うのですよ。ちょっと準備不足ではないかと私は思いますよ。

本当に医師不足は大変な状況なのでわかります。私も胆沢病院でも院長から聞きました。千厩の院長からも聞きました。これが無床化にならなければ、有床になればもうどんどんやめていくということで、胆沢病院から今度は一関に手伝いにも行けなくなりますよという院長先生の大変悲痛な叫びでした。

そういうことも踏まえて、もっともっと他会派に、お一人お一人にでもですよ、理解を求めるため、この整備事業についてやはり説明されなければだめだと思うのですが、医療局長、どうでしょうか。

○田村医療局長 当初12月の時点から、ジャンボタクシー等で入院患者さん、家族の方々を医療局の責任できちとお送りしますという話をしてきたわけですが、当然その過程では、費用的に検討してきました。ジャンボタクシーがいいのか、それともバスのようなものを買ったほうがいいのか、ずっと検討してきておりました。

それで大きな考え方とすれば、もし人数が多いというようなことになると、やはりジャンボタクシーだと厳しい部分があるのかなど。そういうこともあってちょっと検討してきたのですけれども、国の新しい交付金の制度の概要がわかるのは、現実問題としてかなりぎりぎりになっていました。

それで、各部局でそれぞれ洗い出し作業をしていたと思うのですけれども、うちのほうでも洗い出し作業をしたときに、マイクロバスの話と、それから地デジの話がどうも使えるようだということで、急遽せっかくの10分の10の、医療局が持ち出しなしで備品を買える、これは大変ありがたいことだという思いで、我々とすればのっかったということなのですが、全体として作業自体がかなりぎりぎりの作業になっていたということもあって、当初から我々のほうの単独でバスを購入するというイメージよりも、むしろこの事業にのっかったというのが正直なところでございますので、そういった点で早くから意思決定をしてきたということではございませんので、そういった意味で、この部分を単独で御説明をするというような時間的な余裕は、残念ながらなかったということで、その辺は御了承いただきたいと思っております。

○及川あつし委員 今局長から御答弁いただきましたけれども、きのう斉藤信議員の質疑の中でも比較検討の話があったかと思えます。その比較検討のペーパーが、今医療局内で準備されているかどうかということと、されているのであればぜひ連合審査に参考資料として配付をしていただくように委員長にお取り計らいをいただきたいのが1点であります。

2点目は同じように、ここは今修正案の質疑ではありませんけれども、連合審査に行った際に、木村委員からの提案理由について、ペーパーベースのものも、まだ若干不備があるようでございますけれども、参考資料として、あわせてそれも配付方、委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 ただいま及川あつし委員から資料配付をできますかということですが、できますか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 それでは、比較資料等々、連合審査会には提出していただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

○高橋博之委員 提案理由のほうで二つお聞きしたいのですが、一つは、この国の交付金を申請する際の期限というか、そういうものがあるのか、またいつになっているのか。

それともう一つは、先ほど根子改革監からバスを利用する際に利用書というものを発行しますよというお話があったのですが、その利用書を発行する範囲というか。例えば、今回対象になっている地域だと、それこそ地域ぐるみ、御近所でも大家族みたいな濃い近所付き合いをされている地域が多いと思うのですね。例えばひとり暮らしで身寄りのないお年寄りが入院される場合、御近所に住んでおられて家族同様の付き合いをしておられるような方々はその対象に含まれるのかどうか、その範囲ですね、その辺がどの程度まで御検討されているのか、教えていただきたいと思えます。

○根子病院改革室経営改革監 交付金の申請の話は、ちょっと総務部のほうと…。

それから、利用する範囲ですけれども、原則的に考えていますのは、やはり紹介されて入院した患者さんとその家族ということで、家族ということであれば利用書を1枚発行します、家族用として。それを持っていただければ、例えば1回に2人とかでも利用できるようなそういった形にはしていきたいと。ただ、家族ぐるみのお付き合いとおっしゃいましたが、どこまでやるかということになれば、今の段階では、家族ということを原則にさせていただきたいと思っております。いろいろ運用の仕方はあるかと思いますが、今の考え方はそういうことで。

○千葉康一郎委員長 実は、先ほど資料提出のほうは医療局のほうに申しあげましたけれども、木村委員、提出者のほうからの資料提供についてはよろしいですか。

○木村幸弘委員 はい。

○千葉康一郎委員長 では、よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 それでは、先ほど申しあげましたように、総務委員会と連合審査会を開いて審査したいと思います。これに御異議なければ、このように決定してよろしゅうございますか。



（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 では、この際、総務委員会に申し入れをしたいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

（休憩）

（再開）

○千葉康一郎委員長 それでは、当委員会と総務委員会との連合審査会を開催することにいたします。

なお、これに伴う本日の会議の進行についてであります。これから特別委員会室に御移動いただき、連合審査を行っていただいた後、当委員会室に戻り、連合審査を行った部分以外について、それぞれ所管部局ごとに質疑を行った後、討論、採決を行いたいと考えております。

それでは、これから特別委員会室に御移動願ひ、連合審査会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

（休憩）

（再開）

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第 46 号平成 20 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費のうち保健福祉部関係及び第 4 款衛生費のうち保健福祉部関係、第 11 款災害復旧費中、第 4 項庁舎等施設災害復旧費のうち保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち保健福祉部関係を議題といたします。

委員会の冒頭、当局から提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

修正案に関連する部分を除く本議案に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 1 点お伺いをしたいと思います。総務費の関係でありますけれども、18 万 9,000 円、いわゆる不適切事務処理—不正経理にかかわる国庫支出金返還の部分でありますけれども、どういう国庫補助事業であって、どういう需用費の不適切事務処理があったのか御説明をいただきたいと思ひます。それに伴って、保健福祉部内でどのような処分対象者と、どういう処分がなされる予定になっているのかも含めてお知らせ願ひます。

○千葉副部長兼保健福祉企画室長 不適切な事務処理に係る国庫補助金等の返還等についてのお尋ねでございますけれども、今、委員お尋ねのものは民生費の関係で 18 万 9,000 円でございます。後は衛生費の関係で 11 万 9,000 円でございます。合計で 30 万 8,000 円が、当部関係で厚生労働省あるいは一部法務省の関係でお返しするものでございます。

全部で補助金が 9 本、委託費が 2 本でございます。若干申し上げますと、例えば振興局の保健福祉部のほうでございますが、精神科救急医療システム整備事業という補助金がございます。その中の補助金につきまして平成 17 年度に預け金があったと。例えば平成 18 年

度ですと、同じく衛生費の厚生省関係でございますけれども、小児慢性特定疾患治療研究補助金関係の需用費で、振興局で年度越えがあったとかそういうふうなものでございます。

いずれにいたしましても、現在、昨年12月議会終了後、厚生労働省あるいは法務省のほうにお邪魔いたしまして、今回の経緯等を御報告し、またおわび申し上げて、現在所定の手続を進めているという状況でございます。

あと、お尋ねの処分関係でございますが、私ども総務部のほうから連絡がまいりますので、まだ詳細についてはあれでございますけれども、いずれ実際に事務に携わった職員、管理監督者、あとはマネジメントの責任を持つ管理者等について処分対象になるということ承知しているところでございます。

○及川あつし委員 これでも最後にしますが、決特の集中審議のときからお伺いしてきたわけですが、結局不適切に処理をされたという部分はもちろんあったかというふうに思いますので、その部分で処分とか国庫の返納もあるというふうにも理解をしておりますが、一方で、御説明いただいた中で、国の制度自体が、ちょっと縛りが強過ぎるなど、そういう部分もあったということで理解をしております。保健福祉部関連でいうと、薬の保管の関係や何かんやとか、いろいろあったような記憶があるわけですが、国庫の返還の協議をした際に、制度改善要望をどのようにしてきたか、これからなのかもしれませんけれども、これからであれば制度改善要望をどういうふうにしようとしているのか、その点だけお尋ねして終わりたいと思います。

○千葉副部長兼保健福祉企画室長 当部関係の不適切な事務処理の対応でございますが、具体的には再生コピー用紙の納入等で、これが年度越えということで、本来は3月31日までに納入すべきものを一番直近ですと4月1日とか、あるいは4月第一週とかということで、そういうことでいえば、県の職員の、一つは内部的に出納整理期間というのを拡大解釈して、あるいは誤解して対応してきたというのがあるかと思えます。

あとは、委員のお話につきましては、今回は国のほうにお邪魔しておりますのは、特に本来具体の対応ではないわけですが、今、国のほうと相談をしておりますのは、事務費の使い方について各補助金の書き方が、非常に精緻な要綱から、あるいはある程度大きくりの要綱がございますので、それについては、私どものほう、今まで当然のこととして対応してきたわけでございますけれども、これからそういうものにつきましては、いろいろと意見交換をさせていただきたいということは、補足的に申し上げたところもでございます。

○小野寺有一委員 ただいまの及川あつし委員に関連する質問でありますけれども、補助金の返還の問題についてであります。これからお尋ねする内容は、大変お答えづらい内容だろうと思っておりますけれども、これについては、これから先、県民の負担が生じるということから、ぜひ伺っておかなければならないことでもありますので、その旨、あらかじめ御理解をいただきたいと思います。今こちらにお座りの方では、部長さんに代表してお尋ねいたしますけれども、今回の補助金返還に当たって、職員の負担というのが、部長級で6万円、それで直接決裁に携わっていた上司の場合には2万円の加算金が含まれて8万円ということであ

りますけれども、岩渕部長さんが6万円の方なのか、8万円の方なのかわかりませんし、もしかしたらゼロの方なのかもしれませんけれども、この金額について妥当な金額だというふうに思っているのか、それとも、これはもう自分としては出せるだけの目いっぱい金額だと思われているのか、それとももう少し高くてもいいと思われているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○岩渕保健福祉部長 これにつきましては、総務部の説明で再三再四出ておりますけれども、基本的には、県に与えた損害とはいかなるものかという観点での積算と聞いております。基本的には、そういう適正な入札と適正な手続であれば、これだけ安く買えた、そういう観点から、県に直接損害を与えた分ということで、その額を上回る額を幹部職員なりOBなりで負担しようという判断だったということでございますので、基本的にはこういうことで直接損害分の補てんということでやるということについては、私はそれはそれで県の決定だというふうに認識しております。

○小野寺有一委員 直接損害に該当する種別のお金がどれかということではありますが、今回の補助金の返還額には二種類あるわけでありまして、補助金の交付決定の取り消し分として返還を求められている額と加算金があるわけでありましてけれども、加算金について直接損害が発生した額だという認識があるかどうかお尋ねします。

○岩渕保健福祉部長 これについては、私は詳しく存じ上げておりませんので、申しわけありません。

○小野寺有一委員 それでは最後にいたしますけれども、今回は補正予算でありますので、ただ補正予算と平成21年度の当初予算というのは一括、ほぼ別なものとして出されているわけでありまして、それに対して、達増知事は、ちょっと正確には覚えていませんが、危機に立ち向かう何か予算と言いましたか。私は一般質問でもお尋ねをいたしましたけれども、その県民の危機に立ち向かうはずの予算で、県民の負担をもって皆さんの不手際の金額に負担を要するようになる。基本的に身分も保証されていて、それで6月にはボーナスも出られる皆様方の不手際の、その金額を県民の負担に転嫁することになるということについての感想をお尋ねして終わりたいと思います。

○岩渕保健福祉部長 基本的に、そういう不適正な経理をしたということについては、県民の皆様は大変申しわけなく、公務員の仕事の仕方としては大変間違ったものであったというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、基本的には、いわゆる行政執行のために必要な備品等を買いましたし、そのほかに旅費等の問題もありましたけれども、それは適正に事業のために執行したということでございますので、基本的には県民に申しわけないと思いつつも、直接的な負担について私どもが負担するという御理解をいただきたいというふうに私は思っております。

○高橋元委員 1点だけ。一般質問でも新型インフルエンザについて、るる質問させていただきましたが、この補正では入院医療機関の設備整備費ということで補正予算が計上され

ています。人工呼吸器及び附帯する備品並びに個人防具、これは23カ所に予定ということになっておりますけれども、1カ所当たりどれぐらいになるものか、一つ。

それから、ここでは定額と書いてありますけれども、どういう補助率になっているのか具体的に。それから医療圏ごとに23カ所、どういう配置になっているのか。

もう1点、今後将来的には何カ所、例えば平成21年度で何カ所、平成22年度で何カ所、その辺の目標数をお伺いします。

○高田保健衛生課総括課長 これにつきましては、1医療機関につきましては人工呼吸器が1台になりますけれども、216万円の補助。人工呼吸器につきましては1機関が117万円程度ということになります。補助率につきましては2分の1補助になります。今回は、12月に17カ所補正をつけていただきましたし、今回は6カ所お願いをしているところで、これで23カ所でございます。各保健医療圏域では、盛岡圏域が4医療機関、岩手中部が2医療機関、胆江が3医療機関、両磐が2医療機関、気仙2、釜石3、宮古2、久慈2、二戸3ということで、これで全圏域に入る予定でございます。今回これは、国の補助金でやってございますので、今回特別、国からこういうことで、各圏域に手を挙げさせましたところ、一応各圏域マックス5ということでありましたけれども、手挙げ方式でやりましたので、今のよう状態になっております。将来的に、これにつきましては国の補助金等の動向を見まして、全圏域にさらに増やすかどうか、それも検討していかなければならないと。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。まず、議案第46号平成20年度岩手県一般会計補正予算(第5号)に対する木村委員から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立多数であります。よって、修正案は可とすることに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第47号平成20年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉副部長兼保健福祉企画室長 議案第 47 号平成 20 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 3）の 27 ページをお開き願います。この予算につきましては、28 ページのほうに内訳がございますが、母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出それぞれの補正額を 457 万 5,000 円の減額とし、補正後の予算総額は歳入歳出 3 億 751 万 7,000 円とするものでございます。以下項目ごとに内容を御説明申し上げますので、便宜予算に関する説明書により説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の予算に関する説明書 238 ページをお開き願います。

歳入 2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 529 万 3,000 円の増額は、前年度の母子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定によるものでございます。

239 ページに参りまして、3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入 1,015 万 2,000 円の減額は、貸付償還元利金が見込みを下回ったことによるものでございます。

240 ページに参りまして、2 項預金利子、1 目預金利子は 15 万 6,000 円の増額であります。

241 ページに参りまして、3 項雑入 1 目違約金及び延納利息は 12 万 9,000 円の増額であります。2 目雑入は 1,000 円の減額でございます。

242 ページに参りまして、歳出の 1 款母子寡婦福祉資金貸付費、1 項貸付費、1 目母子寡婦福祉資金貸付費は 467 万 4,000 円の減額でございます。

243 ページに参りまして、2 項貸付事務費、1 目貸付事務費は 9 万 9,000 円の増額でございます。

以上で議案第 47 号関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 66 号障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 議案（その 4）の 3 ページをお開き願います。議案第 66 号障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案についてでございます。便宜お手元に 1 枚もので配付させていただいております、障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1の改正趣旨であります。基金の設置目的に、福祉等に係る業務に従事する者の確保を加えることとし、及び条例の有効期限を平成24年12月31日まで延期しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容であります。まず(1)でございますが、基金の設置の目的に、先ほど申し上げました福祉等に係る業務に従事する者の確保を加え、また(2)といたしまして、条例の有効期限を平成24年12月31日まで延期しようとするものでございます。なお、当該基金による事業につきましては、平成24年3月31日までの実施でございますが、精算の手続が必要となることから、条例の有効期限を平成24年12月31日までとするものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 1点のみお尋ねいたします。目的の追加に福祉等に係る業務に従事する者の確保ということでもありますけれども、この福祉等に係る業務に従事する者の現状、課題、どうなっているのか、その点お知らせ願いたいと思います。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 福祉等に従事する者というのは介護福祉士とか、社会福祉士とかといったものでございまして、現状として必ずしも十分でないということで、今回の基金事業によりまして、そういう潜在的な有資格者の養成支援事業ですとか、たとえば職場体験事業ですとか、そういうものを実施して、不足している社会福祉あるいは介護に従事する者の確保をこの基金を利用して図ろうとするものでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第67号子育て支援対策臨時特例基金条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木児童家庭課総括課長 議案(その4)の4ページをお開き願います。議案第67号子育て支援対策臨時特例基金条例案についてでございます。便宜お手元に配付しております資料、子育て支援対策臨時特例基金条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の制定の趣旨についてでございますが、保育所の整備、その他の子育て支援に関する体制の整備をするための事業に要する経費の財源に充てるため、この基金を設置しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございますが、保育所の整備などの事業に要する経費の財源に充てるため基金を設置し、また(2)の基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとするものであります。なお、積立額については、先ほど補正予算案によって御説明をいたしました、10億3,114万3,000円を積み立てようとするものであります。これは国の第2次補正予算を受けて国から交付される、子育て支援対策臨時特例交付金、国庫10分の10を財源とするものでございます。

10億円の内訳につきまして御説明させていただきますが、国から示されている財源配分では、10億円のうち保育所等整備事業として8億5,400万円余り、それから認定こども園整備事業費として6,700万円余り、家庭的保育改修等事業費として5,000万円余り、保育士の質の向上のための研修事業として5,300万円余り、その他県の事務費として500万円、このような積算になっております。

また、補助率につきましては、これまでの通常の国庫補助の場合、補助基準額の2分の1を国が負担し、4分の1を市町村が負担し、4分の1は事業者の負担となっておりますが、この基金では、国庫負担金分の4分の2をこの基金から補助してくださいということになっております。

次に、(3)から(6)までにつきましては、基金に属する現金の保管方法等、基金の運用益金の処理、財政上必要がある場合の繰替運用等について定めようとするものであります。

最後に施行期日等でございますが、公布の日から施行し、平成23年9月30日限りとしているものであります。事業年度は平成21年度と平成22年度の2カ年でございますが、精算期間を見て平成23年9月30日までということと定めようとするものであります。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 子育て支援対策ということでは、本当に大事なことであるにとらえておりますけれども、実際、市町村においてお聞きしますと、昨年私がちょっと調べたところでは、待機児童が2人ぐらいいなかったのですが、市の発表ですと百何十人と言います。しかしながら、実際保育園の園長先生方は大変困っております。なぜなら園児がいないのです。一つの保育園では40人、50人という大変少ない状況の中で、私の地域では3つぐらい新しく設置されましたけれども、こんなに子供が少なくなっている園児がいない中で、こういう基金もいいのですけれども、そういうことを把握されて計画は立てられているのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○佐々木児童家庭課総括課長 待機児童発生市町村と年4回、解消推進会議を開催しております、今年度12月に3回目の開催をいたしました、御指摘のとおり市町村によって

は、待機児童、発生はしているけれども、地区ごとによってバランスが著しく欠いているというところがあります。この点につきましては、個別具体的に、例えば急遽の場合は分園で対応するとか、あるいは保育ママの検討をするとか、そういったいろいろな方法がありますので、この点、市町村ごとにキャッチボールをしながら支援しているところであります。ただ、待機児童が発生しているという事実もありますので、その点につきましてはきちんと対応していただくということをお願いしております。

○及川幸子委員 地域によっては保育所が1カ所もなく、お母さんが通勤するときにわざわざ遠くまで連れて行ってお願いするとか、本当にありますよね。そういう中で、実情の把握がちょっと薄いのではないかと、大変失礼な言い方ですけども。もっともっと市町村に状況を把握させるようにしないとだめだと思いますよ。うちの地域は、とにかく子供がなくてつぶれそうな保育園がありますよ。

それから、認定こども園の考え方ですけども、一般質問でも取り上げられました。これは本当に国の施策だと思いますけれども、実情を知らないままに進められている。なかなか進捗状況も悪いようです。保育園に預ける状況と幼稚園に預ける状況は全く違いますよね。どっちにも私も行っております。何回も言いますが、保育園はだっこから始まります。幼稚園は違います。オルガンを弾いて、絵をかかせて、すごく恵まれた子供たちが預けられる。やはり認定こども園の見直しもかけられるべきと思うのですけれども、どうでしょうね。

○佐々木児童家庭課総括課長 ちょっと歴史的なことをお話ししますと、認定こども園の制度は、増田前知事のとときに岩手県が原案をつくって知事会に持って行って制度化をさせていただいております。岩手県でも大分詰めたのですが、基本的には保育に欠ける、欠けないに関係なく、一緒に同じような環境でやるということの考え方でしたが、中身がまだ調整されていない。一応、保育所保育指針は幼稚園教育指導要領に準じてやることになっておりますけれども、その辺がまだ進めなければならないところだと思っております。私ども認定こども園は総務部のほうで担当しておりますが、連絡会議をしょっちゅう開いておりますので、その点も議題にしながら。今回の基金の事業でも保育の質を高める研修等もありますので、これらも活用して充実していきたいと、このように考えております。

○及川あつし委員 手短かに申し上げます。認定こども園の件に関しては一般質問でも申し上げましたように、とにかく事務手続の煩雑さの解消を保健福祉部としてもお願いをしたいと思っております。キャベツ10個買って八つが保育園分だとか、二つが幼稚園分だとか、もうひどい状況だなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今お尋ねしたいのは、端的に今、示された基金の内訳、保育、認定こども園云々とありますけれども、これによってどれぐらいの件数を見込まれているのか、それぞれ一件一件の申請状況等もあるのでしょうか、およそ8億円で保育園がどの程度ふえ、認定こども園もどの程度ふえ、どういう状況になるのかという目標があると思っておりますので、お示し願ひたいと思っております。

○佐々木児童家庭課総括課長 保育所の整備の進捗状況でございますけれども、まず平成



20 年度、現在も国庫補助の内示を受けて整備は進めております。6カ所の整備で、そのうち5カ所で定員の増が図られます。総定員は121人の増となっております。また平成21年度の計画では、保育所が7カ所、認定こども園2カ所の9カ所を予定しておりますが、そのうち6カ所で定員増が図られて165人の増という計画でございます。平成22年度はまだこれからの協議になりますが、待機児童が発生している市町村においては、平成21年度と平成22年度の計画を策定させておりますので、残る平成22年度分、これを着実に実行していただくように進めていきたいということですが、現在の計画では、待機児童が発生している市町村だけで、平成22年度の整備により210人が定員増になる予定でございます。おおむねその箇所をこなせば、この基金は消化できるのではないかと考えておりますが、そういう状況であります。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高橋元委員 認定こども園について関連でお伺いします。私は10年ぐらい前でしたか、新潟県の松之山という町があるのですけれども、そこで保育園と幼稚園を合設して運営していたということで視察に行った記憶がございますけれども、そのときの課題では当時は文科省と厚労省の縦割り行政で、本当は一体なのだけれども、どこかで線を引いてうまくやっているということでしたが、その中で幼稚園の先生の免許を持った方と、保育士の免許を持った方と、そういう人も配置をしていかなければならない。ということは、別個に雇うと余計に人件費がかかる。これは両方の資格を持った方を育てていかなければならないということで、五、六年かけてそういう人材を育てて、そういう施設の運用に入ってきたという話を聞いてきたのですが、その辺のサポート体制というか、教育も含めて。たまたま私の地元の北上市でも、今始まるのですよ、建設工事が。相当私は期待をしているのですけれども、その辺でちょっと心配をしているのは、民間委託で、公設民営になりますけれども、人件費で大変なことにならないかなと心配しているのですけれども、その辺サポートも含めて、この事業は岩手県から手を挙げたというか、発祥したということで、私はぜひ岩手で成功して広げていく必要があるのではないかと考えていますので、その辺のところを見据えて、わかりましたらちょっと教えていただきたいと思っております。

○佐々木児童家庭課総括課長 正直言いまして、詳細はわかりかねますが、総務部といろいろと調整をしている中では、保育者の資質向上ということで、幼稚園教諭と保育士の相互理解、園内外での研修、職務体制の組み立てにも配慮しながら、県として必要な事業を行うという方針で検討を行っているところであります。

具体的にはまだ確定しておりませんが、基金の事業等を活用して、今後具体的な事業を進めていきたいと考えております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 68 号妊婦健康診査臨時特例基金条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木児童家庭課総括課長 それでは、議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。議案第 68 号妊婦健康診査臨時特例基金条例案について御説明いたします。便宜お手元に配付させていただいております資料、妊婦健康診査臨時特例基金条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1 の制定の趣旨であります。妊婦に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨するための事業に要する経費の財源に充てるため、この基金を設置しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容であります。妊婦に対して健康診査を行う事業等に要する経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものであります。ちょっと説明を加えますが、具体的には現在市町村が実施する妊婦健康診査 14 回分のうち、5 回分が地方交付税措置されております。したがって、その残り 9 回分の 2 分の 1 をこの基金により補助するものであります。また、残る 2 分の 1 につきましては、国から市町村へ交付税措置される予定であります。

それから、（2）の基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとするものであります。積立額は、補正予算案につきまして説明しておりますが、7 億 4,245 万 5,000 円を積み立てようとするものであります。これは、国から交付される妊婦健康診査臨時特例交付金、国庫 10 分の 10 を財源とするものであります。なお、この事業は平成 20 年度の 2 月分から平成 22 年度までという事業でありまして、今年度の分、2 月分と 3 月分につきまして、その所要額 4,036 万 5,000 円につきましては、補正予算に計上させていただいております。

次に、（3）から（6）までにつきましては、基金に属する現金の保管方法等、基金の運用益の処理、財政上必要がある場合の繰替運用等について定めようとするものであります。

最後に、施行期日等ありますが、公布の日から施行し、平成 23 年 9 月 30 日までとしておりますが、これは事業年度が平成 22 年度末で終わりますけれども、その後、半年で国との精算を行うということを踏まえて、9 月 30 日までと定めようとするものであります。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 議案(その4)の13ページをお開き願います。議案第72号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。提案の趣旨、指定管理者候補者の選定の経緯を含めまして、便宜お手元に配付しております資料、岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することについて、3ページものがございますが、これにより御説明をさせていただきます。

初めに1の提案の趣旨でございますが、岩手県立視聴覚障がい者情報センターは、県民活動交流センター—岩手県立図書館とともに、いわて県民情報交流センター条例に基づき設置された公の施設であります。岩手県立視聴覚障がい者情報センターは、平成21年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2のいわて県民情報交流センターと岩手県立視聴覚障がい者情報センターについてでございますが、岩手県立視聴覚障がい者情報センターは、平成18年3月策定の盛岡駅西口複合施設いわて県民情報交流センター、愛称アイーナでございますが、この管理運営計画に基づき、現行のとおりアイーナとして同一の指定管理者により管理運営が行われております。

3の指定管理者の候補者選定の経緯であります。まず(1)の指定管理者選定委員会の概要については、地域振興部において平成20年5月に有識者による、いわて県民情報交流センター指定管理者選定委員会を設置したものであります。選定委員会は、委員長である岩手県立大学の佐藤教授ほか4名で構成され、平成20年7月4日の第1回委員会以降、全3回の委員会を開催し、指定管理者の選定などについて協議を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

次に、(2)の募集期間についてでございますが、平成20年7月17日にホームページなどを通じて募集要項の配布を開始し、8月25日から9月1日までの間を申請受付期間としたものであります。

この結果、(3)の申請団体数にありますとおり、1グループから応募があったものであ

ります。なお、このグループは現在の指定管理者であるものと同一の者であります。

次に、(4)の選定の方法であります。一次審査として、書類による資格審査を行い、応募者が募集資格を満たしていることを確認し、その後、平成20年10月29日に応募者の提案する維持管理、運営業務などの内容について、プレゼンテーション審査を行ったものであります。

次に、(5)の審査結果についてであります。審査は指定管理者選定委員会において、①のアイナの管理の考え方・体制に関する事項から⑥の提案価格に関する事項のそれぞれにつきまして各委員が採点を行い、この評価点を総合して応募者である株式会社NTTファシリティーズを代表とするグループを指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、審査結果につきましては、3ページ目の別紙のとおり、運営業務や維持管理業務に関する事項など提案価格以外の審査項目については700点満点中の405点、提案価格に関する事項は300点満点中の204点となっており、合計では1,000点満点中の609点となったものでございます。

次に、4の指定する指定管理者の概要についてであります。まず(1)の指定管理者の名称等についてでございます。指定する指定管理者は、グループ全体の統括を担う株式会社NTTファシリティーズ、運営業務全体を担う株式会社盛岡博報堂、運営業務のうち図書館業務を担う株式会社図書館流通センター、保守管理業務を担う鹿島建物総合管理株式会社、清掃業務を担う社団法人岩手県ビルメンテナンス協会並びに清掃警備業務を担う岩手県ビル管理事業協同組合によるグループであります。

次に、(2)の指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものであります。

最後に、(3)の指定の理由についてであります。当グループの提案を審査、検討いたしました結果、県民の平等な利用を確保し、施設の効用を最大限に発揮した県民への質の高いサービスの提供が期待できるとともに、事業計画に基づいた管理を安定して行う物的・人的能力を有していると認められたことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 実は、この指定管理の件は一般質問でも取り上げようかと思って、2カ月ぐらい調べさせていただきましたが、最終的に私も思いが至らず一般質問から抜いた項目であります。

アイナの前期のいろいろな業務の結果の中身についても報告書が出ていたようで、全部拝見をさせていただきました。その関係で伺いたいと思いますが、今回の議案に関しても私は賛成をさせていただきたいなと思ってはいますけれども、前も申し上げましたように、指定管理者の光の部分と影の部分がまだあるのだなと今でも問題意識を持っております。

今回、賛成はいたしますけれども、今後の課題としてちょっととらえていただきたいなと

思っていますのは、図書館は所管ではありませんので申し上げませんが、例えば図書館のほうでも人材育成という点がいろいろ課題になっているというふうに思いますし、この視聴覚障がい者情報センターのほうでも、中長期的な人材の育成というのがまだ課題として残っているのではないかと考えています。前半の採点結果の項目もぜひ委員の皆様にも見ていただきたいわけでありますが、そこで働く専門的なスキルを持った方々の、中長期的な人材育成という観点が十分に反映されていないのかなど、実は思っています、そういう指摘も多方面から出ていると思います。

もちろん指定管理者に移行した理由というのは、いろいろな理由があるかと思うわけですが、やっぱりそこで誇りと責任と専門性を中長期にしっかり身につける人材の育成というものも、どうしても忘れてはいけない観点だなと思っておりまして、まして指定管理者制度の中でどのように位置づけるかということも難しい課題だと理解していますが、繰り返しになりますが、今回賛成はいたしますけれども、ぜひ人材の育成という観点についても視点に入れて、今後の指定管理についてやっていただきたいと思うわけでありますが、所感があれば伺ってみたいと思います。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 アイーナの指定管理業務につきましては、基本的には連携業務として、建物全体のイベントの企画ですとか受付案内、あるいはPRなどを一つの柱として、もう一つの柱は維持管理業務ということで、施設の清掃ですとか、警備ですとか、あの建物をいかに上手に長く使うかといったような、この二つを指定管理の業務として委託しているものでございまして、それぞれの柱ごとに専門的な職員がそれぞれの職責を全うして、施設の維持管理ですとか、施設全体のPRとか、そういうことをやっていくためには、やはり中長期的な視野に立った人材育成は必要だと思いますので、これは指定管理の受託者となったグループとよく相談をしながら、その辺のお話をしてみたいと考えております。

○高橋元委員 私も機会がありまして、先日3階、4階でしたか、見学をさせていただきました。大変すばらしい管理運営をされているなというふうなところが最初の感想でございます。

この選定委員会の採点結果が一番最後に出ておりましたけれども、(4)の①事業収支の設定が20点に対して7点、3分の1程度の評価なのですね。それから事業の継続性は20点に対して11点、継続性もどうなのかなという心配があって、その下(6)の①運営業務費で24点と出ておりまして、この辺の評価はどういうポイントがあったのかお伺いしたいと思います。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 特に、お金の部分につきましては、グループから提案があったものの中には、本来県がやるべきような修繕とか、そういうものが含まれていたりとか、それから県が本来購入すべき備品の部分まで積算があったとかということ、それから多分に大きくイメージが先行するような形での価格設定がされてきたということから、選定委員の皆様からはあまり評価が高くなかったと。その後、指定管理者グループと価格の適正

化についてお話し合いをした中で、そういう部分は修正をお願いして、それで最終的に今回御提案していた価格に落ち着いたということでございます。

○小野寺有一委員 三つの施設を同一の指定管理者による管理運営を行っているということで、この六つの会社がグループを組んでいるということになるわけですが、考え方として、それぞれ必要な機能をすべてグループに含んでおく、そういったグループに一括して管理運営するという方法もあるかもしれません。今の方法ですね。

後は、そういったすべての機能を含むわけではないけれども、特定の、例えば得意分野を持つようなそういう会社が、それぞれ指定管理者として受けて、それぞれの業務に関して個別に委託契約を結んでいくという方法とあると思うのですが、結局この6つの会社がそれぞれの機能を担うグループを編成した上で、この指定管理者として指定されるという方法をとっている限り、今回も申請団体数が1グループしかなかったということであり、結局、新規の参入を妨げるようになって、指定管理者の趣旨とはかけ離れてくるのではないかと、思うわけですが、その辺のメリットとデメリットは、どのように整理されていらっしゃるのでしょうか。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 アイーナの指定管理者につきまして、公募した場合、前回の場合は3グループから応募がありまして、その中から競争によって現在のグループが指定管理者に選定されたものでございます。

当初平成17年度にアイーナの整備を検討したときに、管理につきましては、基本的にはまず一括管理、一部施設ごとの運営については、例えば視聴覚センターについては手前どもの課が直接とかという、いわゆる一括管理、一部個別運営というようなことが当面望ましいということで議論されておりまして、それも今回も同じように踏襲したということでございますが、委員の中には一括管理そして一括運営がいいのではないかと、委員御指摘のように、個別にそれぞれ委託したほうがいろいろな業者が参入できるのではないか、というような意見もあったところでございます。ただ、最終的には第3期目の指定の間までに、その辺をどう比べるかを検討するといったことになったところでございます。

○小野寺有一委員 3施設一括のお話についてはよくわかりましたけれども、それでは視聴覚障がい者情報センターのことについてお尋ねしますが、そもそも視覚障がいと聴覚障がいの方というのは、例えば視覚障がい者と聴覚障がい者が一緒にいた場合には、基本的にコミュニケーションの方法がないはずでありまして、全く違う性質の人が一つのセンターの中にいるということになっていると思うのですが、建物の中の施設は同一のものにするにしても、管理運営はむしろ聴覚障がい者と視覚障がい者を分けて考えたほうが、効率からいっても、あるいは本来の意義からいっても適切なのではないかと、思うわけですが、今回の指定についてはこれでいいと思いますけれども、中長期的にはそういった視点から検討を進めていかれたほうがいいのではないかと、思うのですが、御所感をいただければと思います。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 岩手県の視聴覚障がい者情報センターにつきましては、

もともとございました点字図書館の部分がありまして、あそこが老朽化したということで、その建て直しを企画したときに聴覚の障がい者の方々の情報提供の拠点が無いということで、あわせて整備しようという考えのもとに整備することに至ったわけでございます。

委員御指摘のとおり、視覚障がい者と聴覚障がい者の方々は確かにコミュニケーションが別でございますので、なかなか一緒にの処遇は難しいのですが、中には例えば盲と聾、いわゆる視覚と聴覚が重複した盲聾者といった障がいの方もおられまして、そういう方々ですと両方の機能があるところを利用するのが便利という場合もありますので、県といたしましては、個別に処遇しなければならない部分は個別に、あとは一緒にの部分は一緒に整備したメリットを生かしながら運営をしていき、なるべく視聴覚障がい者の方々が自分たちの生活に役立てるような形で使えればいいかなということで、そういう意味で、今後も運営については検討を進めていきたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○小野寺有一委員 2点だけお尋ねさせてください。最近話題になっております国体に絡んでの件でありますけれども、国体が開催される場所では、オリンピックの後にパラリンピックが開催されるように、いわゆる障害者国体、障害者スポーツ大会というのが開催されるようになっていきます。今現在何回だかわかりませんが、当然2巡目岩手国体の後にもそういったことが期待されるわけでありまして、その準備がどうなっているのか。国体の準備委員会というのがあるわけですが、その中で一緒に障害者国体のことも進んでいくのか、あるいは別個のものとして進んでいくのか。もしも、どちらだとしてもどういう推進体制で進んでいくのか。

それから、聞くところによると障がい者のスポーツ団体とかというのは、岩手県内には存在しないというふう伺っているのですが、存在していたとしても、かなり高齢化していて、車いすバスケの人たちは平均年齢50代を超えているとか、そういったことを聞くわけですが、これから8年の間にそれを進めていくためには、もう今から進めていかなければならないと思うのですが、いつごろからそういったことに、どういった

推進体制で着手されて、どういう選手の育成みたいなことを進めていかれるのかということをお尋ねしたいと思います。

○菅原障がい保健福祉課総括課長 国体の後に全国の障害者スポーツ大会が開かれるということは、これは厚労省の規則の中で決まっております、必ず開かれるということになっておまして、これまで8回開かれておりますが、障害者スポーツ大会の推進体制の確立の部分につきましては、先進地の、既に開催した県などから伺っておりますと、おおむね国体準備室の中に一緒に組織として運営されることが多いようございまして、ただ規模的には、選手役員全体で5,000人程度の大会でございますので、準備としては大体4年、5年くらい前から、先行している国体準備室の中に一緒に加わって障がい者の大会の準備を始めるといったような例が多いようございまして。

それから、選手の育成等につきましては、当県ではスポーツ団体というのが目立った活躍をしている団体がございますが、先ほど御説明いたしました、例えば障がい者の特例基金の中のメニューとして、障がい者スポーツの特別振興事業ということで、選手養成のための経費なども基金を使ってできるようになっておりますし、国体のほうでも選手育成が進められることから、当県でもいずれこの基金などをきっかけとしながら、障がい者スポーツの振興のために、選手の養成などを進めていきたいというふうに考えております。

○小野寺有一委員 わかりました。ただ、漏れ聞くところによると、平成19年度の国体会場でありました秋田県とか、大体7年くらい前からそういう動きを始めていらっしゃるのではないかということをお聞きしたことがあります。やはり障害者国体そのものが、国体も素晴らしいスポーツの祭典だと思うけれども、むしろ障害者大会とかというのは、もっと意義が大きいものではないかというふうに思いますし、そういう選手の母数も少ないわけありますので、その分早目の取り組みを進めていかれるほうがいいと思いますので、ぜひ、先ほどおっしゃったように国体の推進室の中に組み込まれるのがいいと思いますし、そういった形でなるべく早く立ち上げていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

第2点目は、車いす駐車場の適正利用についてであります。いわゆるパーキングパーミット制のことが、あれはたしか当初予算に今回盛り込まれていたと思います。パーキングパーミット制度を導入するということについては、私自身は大賛成でありますけれども、やっぱり前提になるのは、障がいを持つ方以外の方々のモラルとか、そういった啓発とかというのが先行しなければならぬ性質のものだというふうに思うわけであります。それで、民間のほうで車いすの駐車場の適正利用を促進するための、そういう協議会があるというふうに聞いていますけれども、そういったところで今回の予算編成におけるプロセスの中で、どういった意見交換をされて、それがどういった効果として発現されて、予算の中に組み込まれているのかお尋ねしたいと思います。

○小林地域福祉課総括課長 パーキングパーミットについてのお尋ねでございますが、先ほど委員がおっしゃられました協議会のメンバー等とさまざまな意見交換をしながら、パーキングパーミットをどうしていくかというのを検討してきたところでございます。特に



も、県としてはアンケート調査をやって、そのアンケート調査によると、施設の管理者でも利用者でも、大体が健常者による不適正な利用が見られるということが明らかにあるということが言われておりますし、また障がい者団体と懇談会におきまして、その中でいろいろな意見もお聞きしたのですが、その中でも反対ではない、ぜひともやってほしいというところが多いし、また要望も強かったところがございます。ただ、中には、いろいろな障がい者を対象とするために車いすの方々が使えなくなると。もっといっぱいにしてもらったほうがいいのではないかという意見も出されたところがございます。

それらも踏まえまして、車いす駐車場の適正利用キャンペーンというものを、今年度ポスター等、先ほどお話のありました協議会と一緒にやっておりますし、またイベントの開催フォーラム等もやりながら、何とか理解の促進を図ろうということで、一般への普及を進めているところでございます。

○小野寺有一委員 最後でありますけれども、きょう大分厳しい話が出た病院の問題とか、それから今回のバスの問題とかもそうでありますけれども、最近の本県のそういう施策については、何かが切羽詰まった段階で来てしまって、時間がなくて、さあどうするみたいなものが繰り返されているような気がするわけであります。

今回この問題についても、健常者と障がいを持つ方のスペースの取り合いという問題もあるけれども、さっき課長がおっしゃったように障がいを持つ人の中でも、車いすの人とそれ以外の歩行障がいを持たれる人とかのそういう取り合いがあるということもあって、これは机の上で何かを考えていたのでは、きっといい解決策は見出せないような気がするわけであります。したがって、なるべくこれは丁寧にことを進めていっていただいて、ぜひ県民運動につながっていくような、そういった本当に県民の方との対話を、障がいのある人もない人も、ぜひ進めていっていただきたいということを御要望申し上げて、終了させていただきたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様には大変御苦勞さまでございました。退席されて結構でございます。

委員の皆様申し上げます。これより 10 分程度休憩いたしたいと思っております。それでは 45 分まで休憩したいと思います。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。

議案第 58 号平成 20 年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

委員会の冒頭、当局から提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

修正案に関連する部分を除き、本議案に対し質疑はありませんか。

○高橋元委員 入院患者数、外来患者数とも大幅に減っているということで、医業収益をかなり補正せざるを得ないということの提案でありましたが、これは、どういう先生がやめられて、これだけ患者が減ったのかというのはわかるのですか。特に、外来は27万人というかなり尋常でない数字なのですね。これ一番多い病院はどの辺とか、2番目はどの辺とかくらいまではわかるものなのか、その実態をお尋ねします。

○八木参事兼業務課総括課長 患者数の減の大きい病院ということでございますけれども、まず入院患者で言いますと、千厩病院の循環器の医師が不在になったということで、12月末でございますけれども、5,600人ほど。それから大東病院で、外科でございますけれども、4,150人ほど。釜石病院が大船渡のほうに産婦人科が集約化されていますので、3,000人ほどの減少。胆沢病院も同じように産婦人科が減ということで2,800人余。それから宮古病院、脳外科が途中で開業して、その後3カ月おくれでまた医師が赴任しましたけれども、その間の減ということで、脳外科で2,500人ぐらいです。こういったところが医師の不在等によっての減になっております。

それから外来患者でございますけれども、外来の大きいのは一戸病院の眼科で、1万1,400人ほどの減少、大東病院の外科が8,570人の減、宮古病院の内科も8,400人程度の減、千厩病院の眼科でも同じく8,200人の減、というふうに医師の不在等によって患者数が大きく減少したという状況でございます。

○高橋元委員 医療局の皆さんが、年を通して医師の招聘に向けて御奮闘いただいております、本当に頭の下がる思いをしています。たくさんのお医者さんがやめられて、その方々がそれぞれの大学に戻って、その後輩に、おれのかわりにおまえが行けと。ただし、あそこは80時間も100時間もやる、時間外になるところだ。体力的には大変だぞ。やはりそういうことで大学病院に戻られても、自分の後輩を派遣してくれないと、私はそういうふうに思うわけです。

そういう中で医師確保をやって、医師確保と言うとしかられますね。医師招聘という、この間、あそこは千厩の先生でしたか、確保というのは拉致と同じだということで、招聘だと。まさにお医者さんと呼んでくるわけですから招聘と。そうすると、それにふさわしい環境をつくっていかないと、これはやはり何度頭を下げてきても、1年か2年でまた戻ってしまうということの繰り返しなのですね。その結果がこうして27万、あるいは8万3,000人の患者の減にもつながっているわけです。何を言おうとしているかということ、どうしたら県民の命を守っていくかということで、やはりお医者さんの待遇を改善しないと県民の命を守ることにつながらない。そういう意味で、今回の無床化というのは、やむなく一時的にやらざるを得ないという、そういう手法であったと思います。

それから、医師の招聘に向けた取り組みもしていかなければならないと思いますけれども、新年度に向けて大幅に業務量の低下が予定されるものかどうか、その辺が危惧されるのですが、いかがでしょうか。

○八木参事兼業務課総括課長 平成20年度の患者数に関しては、かなり減少をしています。平成21年度の見込みについても、医師数の確保はなかなか難しいという状況で、患者数の伸びは期待できないという形で見込んでいるところです。今年度見込みに比べまして、入院で1万6,800人余の減少で試算していました。外来は5万3,200人余の減少が見込まれるというふうに試算をしております。

○高橋元委員 せっかくそういう数字を出していただきましたので、この減る部分に相当する県内の医療機関というのは、どこの病院が大体これぐらいの患者さんをですね・・・それを聞いておしまいにします。

○熊谷参事兼管理課総括課長 全体の患者数の状況でございますけれども、個別に病院のほうからお聞きして積算しているということにはなっておりますが、全体のトレンド等を見てやっておりましたので、各病院で何人減るという試算はしてないということでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

○三浦陽子委員 私からもちょっと伺いたいのですけれども、医師確保という言葉は変えなくてはいけないと思っておりますが、特別委員会でいろいろと調査させていただきましたところ、岩手医大の、学生指導の先生のお話を伺った際に、地域医療の現場を学生さんが見に行き、そして戻ってきた学生さんの感想文を見ると、地域、地域の状況が違って、大変素晴らしい地域医療をやっている病院に行った学生さんは、絶対地域医療は素晴らしい、また地域医療を頑張りたいと思うという感想文があり、一方では地域の方々というか、行政のその協力を余り得られないようなところに行った学生さんたちは、これだったらとってもできないよというような感想を書いていると。非常によくその状況が、感想文を通してわかるというお話を伺ったことがありました。

やはり地域医療を守るというのは、ドクターだけではない、みんなの力が必要なのだということ、このところ私もそうでしたけれども、一般質問とかでも、非常に皆さん強調されて、みんな思いは一緒なのだというふうに思いますが、結局医療局と地域の行政との関係がいいところなのか、それとも病院独自の努力によってその地域の方々の協力がとても良くいくものなのか、その辺はどのように受けとめたらよろしいのでしょうか。

○田村医療局長 今回の一連の議論の中で、一般質問等でも話が出ましたけれども、基本的には、病院にそういうのは今まで任せてきているという傾向があったのではないかというふうに思っています。それで、今回の地域の連絡協議会というものを立ち上げたいという思いの中には、病院にお任せするといっても、お医者さんは忙しいし、事務局体制は、そんなにたくさんの体制を置いているわけではありませんので、医療局本体もそういうものにかかわっていかうかというのが一つの考え方です。

それで、できれば市町村を巻き込みながらやっていくということで、考えたいと思っておりますので、今御指摘のあったように、地域の医療に対する理解、住民、行政の理解がいいところというのはやっぱり感じるのだと思うのです、いろいろな意味で。それは、私たちも

非常に大事なことだと思っておりますので。でき得れば、県としてですから、医療局と知事部局には振興局という立派な組織もありますから、その辺もあわせて、そして地域の代表の方も含めたようなものを、組織づくりなども地域に行き行って提案しながら、そういう活動をしていきたいなということで考えております。

○三浦陽子委員 遠野病院でお医者さん2人を独自で探して来ていただくことになったということがありましたけれども、市町村が一生懸命、医療局というか医師支援対策室ですか、探すことももちろんやっていただかなければならないけれども、そういう市町村の首長さんをはじめ皆さんが、どうぞうちのほうに来てくださいという意思表示を示しながら汗をかいて歩いていただくと、もっと深刻さというか、来ていただきたい、その思いがドクターの気持ちを動かしてくださるのではないかと思いますので、その辺の医療局としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○田村医療局長 確かに実際に医療というものに、それぞれの市町村長さんがいらして、医師の対策強化ということで、いろいろとお願いに来られている機会はあるわけですが、私の感覚とすれば、あるいは病院長さんのお話をお聞きすると、窓口がどこなのだろうと、まずそこからよくわからないという病院長さんからの話もあります。市町村のどこに行き行って、一緒にやろうという問いかけをどこに行ったらいいのかなと、その辺もあります。ですから、協議会をつくりたいというところには、必ずそこに窓口ができることになると思っておりますので、そういう意味で市町村を巻き込むためには、市町村自体に医療局としての接点を我々も欲しいと思っておりました。そういうことを通じてやっていく中で、理解を深めていく人たちの数が少しずつふえていくだろうという思いがありますので、一朝一夕ではいかないと思いますが、そういう地道な努力も並行してやっていかないと、今のこういう厳しい状況というのは、例えばお医者さんが1人減るということが、ある日突然、地域の方々が聞いてびっくりという話になってしまっているものですから、常日ごろから情報交換しながら、いろいろとやっていけばもう少し違う形ができてくるのではないかと思っておりますので、そういうことを取り組んでいきたいと思っております。

○三浦陽子委員 本当にいろいろと努力を重ねていらっしゃる姿は、私から見ても本当に頭が下がります。ただ、やはりまだまだいろいろな手法があるだろうというふうに思っておりますので、一応ベッドは休止ということで、地域の実情に合った地域医療の体制をこれから確立していくという思いをみんなで一つにしなければ、この問題は解決しないのだろうと思っております。

そこで、先ほど振興局の話も出ましたけれども、広い岩手県、いろいろな地域事情があるわけですし、その振興局の中での住民の思いのとらえ方、全体で医療局のとらえ方が、もしかしたら違う部分があるのではないかと思っておりますので、そこら辺をもう少し詰めていただくことが必要のかなと思っておりますが、その辺につきましてお願いします。

○田村医療局長 多分我々と振興局もそうでしょうし、それから実際の市町村もあると思っております。我々の立場からすると、22の県立病院全体を見ながら物を考えるということがど

うしても多いわけですので、ただ、その中で我々も地域に行って振興局なり市町村と話をすれば、また違う地域の気持ちというのがわかってくると思いますので、今回のように無床診療所というような話で行くだけではなくて、もう少し常日ごろからいろいろ話を聞けば、また我々もいろいろと勉強になることもあるし、気づくこともあるのではないかなというふうに思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

まず、議案第 58 号平成 20 年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第 1 号)に対する木村委員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立多数であります。よって、修正案は可とすることに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋博之委員 1点だけ確認をさせていただきたいことがあるのですが、来年度、平成 21 年度の病院等事業会計についてであります。仮に有床のまま存続した場合の影響についてであります。先ほど合同審査の中でお医者さんの影響についてはお話を伺いましたが、お金のほうなのですけれども、無床診療所と有床診療所の収支差額 10 億 580 万円悪化して、職員の給与についても 6 億 4,300 万円悪化する。合わせて大体 17 億円ぐらい悪化するような計算になるようですが、その場合、確認なのですが、平成 21 年度岩手県立病院等事業会計を増額修正する場合、具体的に資本的収入及び支出あるいは給与費明細云々ありますね、貸借対照表、どういうところに影響が及んでくるのかについて、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思うのですが。

○熊谷参事兼管理課総括課長 いずれ、関連する部分が非常に多くて、この場所で全部お話しするのは無理かと思えます。主立った部分を申し上げますと、収益的収入でございますが、医業収益、これは入院患者さんがいるということであれば、その分がふえるということでご

ざいますし、それに伴う看護師さん、またドクターを配置するということでは、その分の人件費がかかっているということでございます。それから、病棟部分の空きにしますと、メンテと申しますか、維持管理と申しますか、その分は今のところ当初は見えていないということでございますので、その分は別途経費の分でまた見なくてはいけないということになります。

それから、給湯を休止しますと、そのままほったらかしにしておくわけにはいきませんので、何と申しますか、水道管を締めたり、それから上にありますが、貯水槽、これ病棟と診療棟が一緒になっていますので、同じ容量で使いますと水が腐ってしまうということがございますので、その辺の若干の工事等がかかってくるということもございますので、場合によっては建設改良費のほうにも影響してくると。その分の資金手当も当然出てくるということもございますので、いずれ資本的収入、支出のほうにもひょっとしたら影響するかもしれません。

それから、バランスシートも当然、費用、収入も変わってきます。資産も手を加えたりするというようになってきますので、そういう部分も変更になってくるということもございますので、この場でどの部分が影響するかと言われましても、即座に今のところお答えできないということでございます。

○細川次長兼病院改革室長 加えて、私からも補足させていただきたいのですが、いずれ今管理課総括課長がお話し申し上げたとおり、いろいろな節科目でも相当あります。経費でも例えば6ありますし、研究研修とか、かなりの節科目にわたって影響してくるだろうというのは事実でございます。それから、そのほかに直接的な部分ではないのですが、今回いわゆる無床化によって、職員体制が見直されるわけですので、それを一つの財源といいますか、異動をかけて、看護の体制強化という意味でやって7対1看護をとるというふうな、そういうところにも影響を及ぼすということがあります。

それから、さらに細かいことを言えば、多分消費税の計算だとか、そういうところも影響を及ぼすというふうなことが出てくると思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○及川あつし委員 予算委員会の部局審査は、当該委員でありますから発言をできるだけ遠慮をするようにということもございますので、この場で何点かお伺いしたいと思います。三つですね、具体的には。

まず1点目は、新しい臨床研修医制度について、報道等であるわけでございます。まだ詳細は未決定なのかもしれませんが、若干の光明が差した程度かなというふうに私は理解していますが、新しい臨床研修医制度が導入されれば、各都道府県に上限が設けられるということで、本県も一定の、これまで以上の臨床研修医さんが来ていただけるのではないかと期待できるわけですが、そうなった場合に、県立病院のお医者さんがどのようになるのか、今のところ具体的な積算はできないと思うのですが、大きく見てどういうふうに期待されているか、この点をひとつお聞かせいただきたいと思っております。

2点目、3点目は、新しい経営計画にかかわるものであります。2点目にお伺いするのは、新しい経営計画をもとに既に5診療所の無床化を前提とした人事案を検討されているのかなというふうに承知をしておりますが、人事の検討状況と発表の予定日、これについてお示しをいただきたいと思っております。まずこの二つを聞いて、3点目は別途にします。

○細川次長兼病院改革室長 今検討されている新しい臨床研修医制度で、都道府県に枠を設けてたしか10県ほど減り、あとはふえるという予定で、さらに一定の枠があるわけですが、基本的には今私どものほうで定数を満たしていないというところの状況ですので、そういう意味で、ふえてもらえれば非常にありがたいということは言えると思っております。ただ、一つ問題になるのは、そのときに先生方の指導体制がやはり問題になってきて、従来からお話し申し上げさせていただいているのですが、その基幹病院自体が、先生方が非常に少なくなっている状況にあって、ふやすことによって、その指導員の先生方をまず確保できれば、というふうなことが一つあるかと思っております。

あとは将来数がどうなるかというのは、いずれ新しい先生方がそういう形で研修に入ってきて、10年とかあるので、いずれその期間どうやってしのぐかというのは課題になってくると。基本的には、そういう形でふえることは私どもとすれば歓迎かなというふうに思っております。

○志田参事兼職員課総括課長 診療センターの配置ということでよろしいですか。はい。医師は約1名から2名を想定しております。看護職員は臨時職員を含めまして5名、それから事務職員は臨時職員を含めまして2名程度、薬剤師は広域基幹病院からの応援、それから臨床検査技師は時間パートを採用しようというふうな方針でおります。人事の発表ということでございますけれども、ただいま人事作業中でございます。来週中には何とかというふうには考えておりますが、まだ確定はしておりません。

○及川あつし委員 今ぼろっと言われたのですが、ぼろっと言われたほうをやられてしまうと、恐らく予算審議のほうにもいろいろ影響があるかなということのつぶやきも含めて申し上げたいと思っております。

いずれ予算審議にかかって、人事を先行して発表されるということになると、恐らくまた別のベクトルが働くのではないかなというふうに私は懸念しておりますので、これは、御答弁は要りませんが、人事の発表時期については、予算委員会の医療局審査の日程も十分加味した上で、人事の発表も行っていただきたいということをこの場で要請を申し上げたいと思っております。

あと臨床研修医制度については、これからの話でありますけれども、その都度状況が変わると思っておりますので、ぜひいろいろな場面で、議会にももちろんでありますけれども、医師の体制の公表と、あと国も、厚生労働省はもともと柔軟な官庁ではないとは思っておりますけれども、若干聞く耳は持ってきたのかなというところでもあると思っておりますので、今細川次長おっしゃったようないろいろな課題についてどんどん保健福祉部を通じて国におっしゃっていただければと思うところでございます。

最後、3点目の質問に移らせていただきますけれども、私は、スタンスは改めて申し上げる必要はないと思いますので、いろいろ出た質疑については割愛しますが、一連の経営改革案が出てからいろいろなドクターからも私も叱咤激励をいただいたり、こうしたほうがいいとかといろいろアイデアもいただきましたけれども、私も専門家ではありませんので、仄聞した範囲をちょっとお話ししながら状況を教えていただきたいと思います。

オンコール体制については、工藤議員が一般質問のほうで再質問で取り上げまして、いろいろ議論がありましたので割愛しますが、あと1点、こういう話を伺ったのです。地域医療を確保する場合は、開業意欲のあるお医者さんが決していないわけではないと。逆説的に言えば、県立病院があるから開業できないということもあるんだぞというふうに言われました。なるほど、そういう側面もあるのだなというふうに思っています。できれば、時があるのであれば、県立病院をやめる、やめないみたいな話になってくるのも問題かと思いますが、意欲のある方がその地域で責任を持ってずっとやられたいということが見えるのであれば、県立病院のあり方も含めて、ある程度の時間をかけて、開業医の皆さんに地域医療をお任せするのか、公立で担保していくのか、そういう議論もできるのかなというふうに、時間があればという前提だと思いますが、そういうふうに思っております。

事実、新しい経営計画が出て以来、次の展開については各地域でいろんな議論があるというふうに聞いておりますけれども、その中で、今回無床化計画の対象になっている地域でも具体的なドクターの名前を含めて、いろいろ交渉が出ているけれども、地元の市町村長さんとかいろいろなところと、まだまだ交渉の決着を見ていないような話も仄聞はしております。

伺いたいのは、その場合、一部質疑の答弁であったと思うわけですが、介護施設についての話はいろいろありましたけれども、開業意欲のある方が出てきた場合に、県立病院の施設に空きスペースがあった場合に、そこをどういうふうに賃貸でお貸しできるのかという検討もしていると思うのですけれども、その部分について詳細あると思いますので、この委員会で報告していただければと。

○田村医療局長 市町村に今までいろいろと説明してきた中で、もし地元で活用していただければということの説明してきた中で、私どもは県南のほうの話は介護と福祉医療連携型というパターンですけれども、民間が例えば病院として受けたいということも決して否定しておりません、展開としてはですね。要は、あとは地域の方々と、残念ながらなかなか話し合いが進まないわけですが、地域の方々がどういう形を望むのかというのが最初にあるべきだろうと思っておりますので、例えば、何としても病院として、有床診療所なら有床診療所として残してほしいということもあるでしょうし、地域によっては病院に復活できる可能性のある地域もあります、ベッド数の関係で。そういうこともあるでしょうし。そこは、まず地域と話し合って、優先順位というか順番を地域とよく話し合いながらやりたいと思っておりましたので、想定としては、我々は無床診療所はやりますよと言っておりますので、無床診療所として使いますという話をされると、それはちょっと違うかなと。



我々がやっている以上のことをやってくれることが前提ですので、そういう意味で意欲のある方があれば、そういうこともあり得ると想定しております。

○及川あつし委員 今局長から想定しているというような話であったと思いますので、今申し上げた件の想定、あとはきょうも質疑があった交通手段の確保とか、まだまだ私どもも気づかない点がたくさんあると思いますので、ぜひ今日は総務委員会の久保委員から想像力というような話があったと思いますけれども、いろいろな部分に想像力を働かせて、想定をして備えていただきたいということを申し上げて終わります。

○千葉康一郎委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆さん大変御苦労さまでございました。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第46号平成20年度岩手県一般会計補正予算(第5号)中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費のうち環境生活部関係及び第4款衛生費のうち環境生活部関係、第11款災害復旧費中、第4項庁舎等施設災害復旧費のうち環境生活部関係、第2条第2表繰越明許費中、第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○稲葉副部長兼環境生活企画室長 環境生活部の補正予算について主なものを御説明いたします。議案(その3)の6ページをお開き願いたいと思います。議案第46号平成20年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、環境生活部の補正予算額は3款民生費のうち2項県民生活費の4億5,045万4,000円の増額補正。

7ページに参りまして、4款衛生費のうち2項環境衛生費の一部5億6,059万7,000円の減額補正。

9ページに参りまして、11款災害復旧費のうち4項庁舎等施設災害復旧費の一部5万9,000円の減額補正となります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書104ページをお開きいただきます。

3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費の4億5,275万円余の増額の主なものは消費者行政活性化基金積立金であり、県及び市町村が実施する消費生活に関する相談体制の強化等の事業に要する経費を財源に充てるため、国が交付する地方消費者行政活性化交付金などにより基金を設置しようとするものであります。

105ページに参りまして、2目交通安全対策費の89万円余の減額の主なものは交通安全指導費で、事務費について所要の補正をするものであります。3目青少年助成対策費の140万円余の減額の主なものは青少年育成県民会議運営費補助で、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

ページを少し飛びまして、116ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、

1目環境衛生総務費の9,717万円余の減額の主なものは管理運営費で、職員の人件費及び事務費について所要の補正をするものであります。また、循環型地域社会形成推進事業費のうち、産業地域ゼロエミッション推進事業費補助については、所要額が当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。中ほど下にあります屋内温水プール管理運営費については4,204万円余の増額となっておりますが、国が交付する地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、経年劣化等により損傷している外壁等を改修しようとするものであります。

117ページに参りまして、下段になりますが、3目環境衛生指導費の4億1,559万円余の減額の主なものとしましては、118ページに参りまして、上から2つ目にあります産業廃棄物処理モデル事業推進費については、5,550万円余の増額をしようとするものであり、内容につきましては、奥州市にあります、えさしクリーンパークについて、国が交付する地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、経年劣化等により損傷しているボイラー設備等を改修しようとするものであります。また、減額の主なものは、県境不法投棄現場環境再生事業費で、土壌汚染除去業務等に係る委託料など、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。4目環境保全費の924万円余の減額の主なものは水質保全対策費で、水質の分析に係る委託料など所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

119ページに参りまして、5目自然保護費の3,703万円余の減額の主なものは、5つ目にあります国定公園等施設整備費事業費及び次の段の自然公園施設整備事業費であり、施設の改修などの所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

6目鳥獣保護区の154万円余の減額の理由は鳥獣行政運営費で、事務費について所要の補正をするものであります。

ページを飛びまして213ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費のうち当部関係は5万円余の減額であります。所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案(その3)に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費のうち当部関係は、13ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の4億4,754万8,000円の繰り越しであります。繰り越し事業のうち、一つ目の屋内温水プール管理運営は、施設外壁等の修繕方法の検討に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して整備しようとするものであります。二つ目の産業廃棄物処理モデル事業推進は、えさしクリーンパークのボイラー設備等の修繕方法の検討に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して整備しようとするものであります。三つ目の県境不法投棄現場環境再生事業は、汚染濃度の高い土壌の処理方法の検討に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して整備しようとするものであります。

以上で環境生活部の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。  
○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 65 号消費者行政活性化基金条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小川食の安全安心・消費生活担当課長 では、消費者行政活性化基金条例案について御説明申し上げます。議案(その4)1ページをお開き願います。皆様方のお手元に消費者行政活性化基金条例案の概要という資料を配付しておりますので、その資料に基づきまして説明させていただきます。

1、制定の趣旨でございますが、県及び市町村が実施する消費生活に関する相談体制の強化等のための事業に要する経費の財源に充てるため、消費者行政活性化基金を設置しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございますが、条例案は(1)から(6)まで記載されているとおり6条で構成されております。

(1)、第1条におきましては、この基金を設置することを規定しております。基金の用途ということで、消費生活センター等の消費生活窓口の設置、増設、拡充に要する経費、あるいは消費生活相談に従事する者の養成・資質向上に要する経費、消費生活相談の高度化等に対しては弁護士等、専門家による活用を考えておりますので、消費生活相談窓口の高度化に要する経費等々に充てる予定でございます。

(2)、第2条関係におきましては、基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることを規定しております。

(3)、第3条におきましては、基金に属する現金の保管方法について、(4)、第4条におきましては、基金の運用益の処理について、(5)、第5条におきましては、財政上必要がある場合の繰りかえ運用について、(6)、第6条におきましては、その他、基金に関し必要な事項は知事が定めることをそれぞれ規定しております。この規定内容につきましては、他の基金条例と同様の規定でございます。

次に、3の施行期日等でございますが、条例は公布の日から施行することとしております。

(2)の条例の効力でございますが、平成24年12月31日限り、その効力を失うことにしております。この条例の事業内容は平成21年から平成23年まで行う予定でございますが、その事業の適用期間の延長という形で残務処理等がありますので、12月31日まで期間を延ばすということにしております。

条例の基金額としては4億6,825万6,000円ほど、平成20年度の2月補正予算案に計上して審議していただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 この造成額の積算根拠は、これどういうことでこの金額になったのかと。それから基金の使途ですが、各市町村からどういう、基金に対する補助要請というのですか、そういったものがあるのか、需要の関係についてお伺いしたいと思います。

○小川食の安全安心・消費生活担当課長 先ほど副部長が説明したように、この基金の内訳でございますけれども、国のほうの第2次補正予算案で計上しております地方消費者行政活性化交付金、これが2億7,800万円ほどでございます。あと地域活性化・生活対策臨時交付金、これが1億9,025万6,000円で、その総額として4億6,825万6,000円を積みたいと思っております。

市町村の事業関係でございますけれども、この事業を進めるに当たって、各市町村と会議等を開きまして、市町村ごとに事業内容も個別でございますので、それを取りまとめて進めていくこととしております。具体的には今後の検討事項になるところでございます。

○高橋元委員 具体的に、今後のことということですが、いずれ各市町村でいろいろやろうとしていることがあって、その中で県に対するこういうことはという要望が来ているのではないかと私は思ったのですけれども、そういう相談は今のところ来てないのですか。

○小川食の安全安心・消費生活担当課長 一応取りまとめておりますが、内容としましては、窓口設置関係については、県内盛岡市には消費生活センターがございますけれども、あと5市町村しか消費生活窓口がございませんです。ですから、その窓口関係を設置するのは、消費者安全法という法律も現在国会で審議されておりますので、その絡みからそういう設置関係を県としては要望しておりますが、市町村の財政上の関係もあって、この基金を取り崩してハード的な面を準備することとしておりますけれども、なかなかその辺が説明不足なのか、あるいは消費者安全法がまだ成立してない関係で、消費者の相談窓口構築への取り組みがちょっと弱いところもあります。なお、相談員の育成関係、そういう形が主に市町村から上がっているような状況でございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

以上をもって、環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査をすべて終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。  
御苦労さまでございました。